

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）
検証結果報告書

令和4年10月

大津市議会

下記のとおり、大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）の検証結果を報告します。

記

1 検証の目的

制定から7年余りが経過した当該条例について、現在の社会情勢等に即しているかなどを確認し、条例の実効性を高めていくため

2 検証の実施主体

総務常任委員会

3 検証の実施手法

執行部が認識する当該条例の課題、条例に基づく施策・事業等の実施状況・課題等を確認の上、条例改正や運用改善の必要性などを協議

4 検証結果

次ページ以降の「検証結果」のとおり

検 証 結 果

1 条例改正の必要性について

社会情勢や施策・事業の実効性等を検証した結果、下記の事項について改正が必要であると判断しました。今後、当委員会において改正に関する検討を行います。

(1) 第14条第1項について

国の「避難情報に関するガイドライン」では、既に「避難準備情報」及び「避難勧告」が廃止されているため、当該条項の「避難準備情報、避難勧告又は避難指示」を「避難に関する情報」に改めるべきであると判断しました。

〈参 考〉

(市の責務)

第14条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。

2 一略一

(2) 第34条について

国において9月1日が防災の日として既に定められており、大津市として別に同趣旨の日を設ける必要がないため、当該条文を削除すべきであると判断しました。

ただし、当該条文削除後も、市民の防災に対する意識向上のための取組や周知啓発などに努め、引き続き必要な対策を講じることを求めます。

〈参 考〉

(おおつ防災の日)

第34条 市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。

2 おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。

3 市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

2 運用の改善を図るべき事項について

条例に基づく施策・事業等の実施に当たり、下記の事項については運用方法の見

直し等の適切な対応が必要であると判断しました。

(1) 第7条第1項、第2項に関する取組について

ア 事前復興準備に資する取組

(ア) 「市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。」と規定されていますが、現在本市では事前復興に資する取組が行われていません。

国が定める「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を踏まえた取組が必要であると考えことから、本市においても復興に関する施策として、事前復興準備に資する取組を実施するよう求めます。

イ 大津市災害時受援計画の見直しと推進

(ア) 平成30年3月に策定された大津市災害時受援計画については、組織改編や業務の見直しに応じた検証・見直しがなされていません。受援力を維持向上させるために、PDCAサイクルを活用し、当該計画の見直しと推進を図る必要があると考えます。また、定期的な研修や訓練等の実施を含んだ全庁的な取組を実施するよう求めます。

〈参考〉

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、災害又は危機の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるために必要な事項を定めた計画を作成するものとする。

3～6 ー略ー

(2) 第11条第1項第2号、第2項第1号、第2項第4号に関する取組について

ア 消防団の課題への対応

(ア) 消防団における諸課題について、待遇の改善や車両の更新など鋭意取り組んでいただいているところですが、未だ十分とは言えず、様々な課題が残されていると考えます。災害時等における消防団の重要性に鑑み、消防

機能の向上やインフラ整備などを踏まえた機能別団員の拡充など、現状に即した体制を検討するよう求めます。

イ 防災上重要な施設の耐震性能の公表

- (ア) 現在、本市の有する防災上重要な施設については、一部の施設が未だ必要な耐震性能が備わっていない状況です。それらの施設については、各施設を所管する所属でそれぞれ管理されており、全庁的な一元管理がなされていません。「防災上特に重要な施設」および「防災上重要な施設」に該当する施設の耐震化の状況は、市民にとっても重要な情報となります。当該施設について、一元的に管理する体制の構築と、該当施設の一覧及び未耐震施設を広く市民に公表するよう求めます。

ウ ブロック塀等の撤去・改修促進

- (ア) 現在も安全性が危惧されるブロック塀等の撤去・改修の啓発に努めておられるところであり、市民からの情報提供があれば現地調査の上、必要に応じて所有者への改善指導も行っておられますが、市内の通学路沿いなどには未だ安全性に問題のあるブロック塀が残っているのではないかと懸念しています。

市内すべてのブロック塀設置個所の把握は困難であることは理解するところですが、通学路沿いなど緊急性の高い箇所については市が主体的に働きかけることが重要であると考えます。周辺住民に正しい意識を持っていただけるよう、撤去・改修に必要な手続き等についての更なる周知啓発に努めていただくよう求めます。

〈参 考〉

(市の災害及び危機への備え)

第11条 市は、市民、自主防災組織等が災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) ー略ー

(2) 消防団、自主防災組織、災害ボランティア等への市民の加入又は参加の促進並びにこれらの育成及び支援

2 市は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 市の管理する施設の耐震性の強化及び避難所として活用する施設の安全性の確保

(2)及び(3) ー略ー

(4) 道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等の転倒防止措置等に関する啓

発

(5) 一略一

(3) 第16条に関する取組について

ア 中山間部に限らず浸水想定地域も含め、想定される孤立地区（自治会単位）では従来の取組だけでは不十分であると考えられます。頻発化する災害に備え、孤立地区における情報伝達や情報共有が適切に行われるよう、孤立地区への情報発信方法の確立や避難所の設置など、避難体制強化の取組をより一層推進することを求めます。

〈参 考〉

（孤立地区対策の推進）

第16条 市は、孤立地区（災害又は危機によって交通が途絶する地区をいう。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに、物資の備蓄その他地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

(4) 第26条第1項、第2項に関する取組について

ア 防災士の養成及び育成事業の周知方法

（ア） 防災士の養成及び育成事業について、年間50名の養成事業費を予算化していますが、広報おおつ、市ホームページで周知することなく、学区自主防災会を通じた人選となっています。この方法では地域の防災力向上のために尽力されようとする方々の気持ちが届かない可能性があります。広報の手法を改めて検討することを求めます。

イ 地区防災計画の策定促進や防災訓練への支援

（ア） 防災士、地域自主防災会、自治会が協同して地域の防災力強化に努められるよう、総務部危機・防災対策課・消防局・市民部自治協働課が連携し、地区防災計画の策定の促進や防災訓練への支援を推し進めていくよう求めます。

〈参 考〉

（人材の育成等）

第26条 市は、市民への災害及び危機に対する意識啓発をはじめ、自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動が効果的に行われるよう、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切に指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）及び防災士（自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で防災力

を高める活動が期待され、そのための十分な意識並びに一定の知識及び技術を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した者をいう。)(以下これらを「防災リーダー等」という。)の育成に努めるものとする。

2 市は、防災リーダー等の育成とともに、防災リーダー等の存在、役割、活動状況等を広く市民に周知し、防災リーダー等の位置付け及び立場の明確化に努めるものとする。

3 今後の運用における留意事項について

条例の目的を達成するために、下記の事項については、一層の強化や今後の検討が必要と判断しましたので、留意事項として報告します。

(1) 防災分野での女性活躍について

防災対策及び危機管理においても多様な主体の意見を反映していくことが重要であることから、防災分野での女性の積極的な参加を促すような仕組みを構築することについて、一層の強化を図っていただきたいと考えます。

(2) 自主防災組織のあり方について

高齢化や地域コミュニティの希薄化により、自主防災組織の在り方が今後の課題となります。対策を検討いただきたいと考えます。

(3) 事業者への周知啓発について

事業者自身が取り組むべき災害や危機への備えについては、その必要性なども含め事業者が理解し主体的に取り組むことができるよう市からの働きかけが重要です。様々な機会を捉えた効果的な周知方法について検討していただきたいと考えます。

(4) 市民への啓発活動について

防災について、市民への啓発活動を定期的に行う必要があります。ホームページは、必要な時に見るだけにとどまることが多いため、広報紙に定期的の特集を組むなど、幅広い市民の目に留まりやすい工夫を講じるなど、より一層啓発に取り組んでいただきたいと考えます。

(5) 避難所の点検について

避難所として活用する小中学校の体育館の耐震化が完了されたことは評価しますが、震災時のみならず、水害時においても問題なく使用できるか、またバリアフリー化の視点からも市民が安心な避難生活を送ることができるか改めて確認の

上、必要な対応策を検討することが必要と考えます。

(6) 自主防災組織との情報共有について

昨年の豪雨時には多くの河川があふれ、被害が発生しました。当時の対応から得た教訓を市民、自主防災組織と共有する仕組みが必要であると考えます。

(7) 学区自主防災組織活動への支援について

本市では、学区自主防災組織活動に対して支援をされていますが、学区自主防災組織は、学区自治連合会の所属であると考えられます。自治連合会に加入していない自治会や自治会に加入していない市民に対しての支援も強化することが必要であると考えます。